

2019年10月
に軽減税率が
実施されます!

軽減税率
対策補助金が
わかる!



- 消費税軽減税率制度って何?
- 軽減税率の対象品目は?
- 毎日の仕事で何が変わる?
- どんな準備が必要なの?
- どこに相談すればいいの?



補助金制度のポイントがわかる

今日から始める

消費税

軽減税率対策

消費税軽減税率制度への備えを いまずぐ始めましょう!

軽減税率制度のギモン



どんな商品が軽減税率(8%)になるの?

→ 飲食料品(外食や酒類を除く)と新聞です。→ **P.2**

建設業の場合、軽減税率制度は関係ないですよね?

→ いいえ、すべての事業者に影響があります。→ **P.3**



日々の業務で気をつけること

売上げや仕入れに係る記帳の方法は変わりますか?

→ 適用税率ごとに区分して記帳する必要があります。→ **P.6**

請求書の作り方も変わるってホント?

→ 新しいルールに沿って記載しなければなりません。→ **P.7**

軽減税率対応に取り組む事業者を支援する制度

複数の税率の商品を取り扱う場合、レジや券売機は買い替えなければダメ?

→ 複数税率に対応しているか、メーカーに聞いてみましょう。→ **P.8**

複数税率対応レジや券売機の導入費用が負担ですが、どうすればいいですか?

→ レジや券売機の導入・システム改修等にかかる費用については補助金制度を用意しています。
→ **P.8・P.10・P.12**

受発注システムの改修に費用がかかるのですが、どうすればいいですか?

請求書発行システムの改修に費用がかかるのですが、どうすればいいですか?

→ そのほかにも支援策を用意しています。→ **P.14**



ご不明な点は相談窓口まで。→裏表紙をチェック!

「消費税軽減税率制度」が 2019年10月から実施されます!

消費税率が10%に引き上げられます。

軽減税率制度は、消費税率10%への引上げに合わせて、

低所得者に配慮する観点から実施されるものです。

軽減税率制度の対象となる品目の消費税率は

8%です。

事業者の皆さまは業種にかかわらず、

「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが

毎日の仕事の中で新たに求められます。



政府では、事業者の皆さまの軽減税率対応に向けた取組みを
サポートするためさまざまな施策を講じてまいります。

余裕を持って今日から準備を始めましょう!



どんな商品が軽減税率 制度の対象になるの？

軽減税率(8%)の対象品目は、

A

- ① 飲食料品(お酒や外食サービスは除く)
- ② 週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)です。

■消費税軽減税率制度の対象品目

対象品目…軽減税率8%

対象外品目…標準税率10%

新聞

週2回以上発行される新聞
(定期購読されるものに限る)



- ① 飲食に用いられる設備
(椅子・テーブルなど)の
ある場所において、
② 飲食料品を飲食させる
サービス



持ち帰りのための容器に入れ、
または包装を施して行う飲食料品

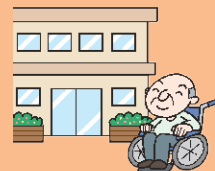
- ・牛丼屋のテイクアウト
- ・コンビニの弁当(※)

※イートインスペースで飲食する場合は標準税率となります。

出張料理など



有料老人ホーム等で
提供される
飲食料品



外食

- ・牛丼屋などでの店内飲食
- ・フードコートでの飲食

飲食料品

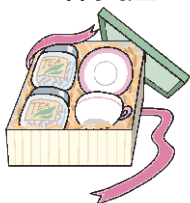
(食品表示法に規定する食品)



酒類



一体資産



1万円(税抜)以下の少額のも
ので、価額のうちに軽減税率の
対象となる食品の占める割合が2
／3以上である場合に限り、全体
が軽減税率の対象となります。

医薬品
医薬部外品等



①
うちの店では買ってもらったパンを店内で食べられるようにしているけど、軽減税率の対象品目になるのかな？



②
「外食」に当たるかどうかポイントとなります。
持ち帰り販売(※)は軽減税率の対象になります。

※持ち帰り販売か否かは、飲食料品を提供する時点で、お客様に意思確認を行うなどの方法により判定。



すべての事業者に影響があります！

Q 消費税の軽減税率制度への対応が必要なのは基本的に飲食料品や新聞を取り扱う事業者だけですか？



A いいえ、これらを取り扱わない事業者も、贈答用の食品、会議や接客時の茶菓の購入などは、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。

贈答品



会議、接客時に供する茶菓



■軽減税率制度はすべての事業者に影響があります！

理由1

対象品目を扱わない事業者を含め、すべての課税事業者が標準税率(10%)と軽減税率(8%)を区分して経理を行います。

- ・経理システムの変更、改修等が必要になる可能性があります。
- ・適用税率ごとに区分した経理ができない中小事業者などに対しては、一定期間、税額計算の特例措置が設けられています。

理由2

取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等の発行が要求されることがあります。

理由3

免税事業者も取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められることがあります。

このページのポイント ☒ チェックしよう！

- ☐ 消費税の軽減税率制度の対象品目を確認する。
- ☐ 取引先への贈答用の飲食料品(酒類を除く)、社内で供する茶菓などを購入した場合も軽減税率の対象となるので注意する。



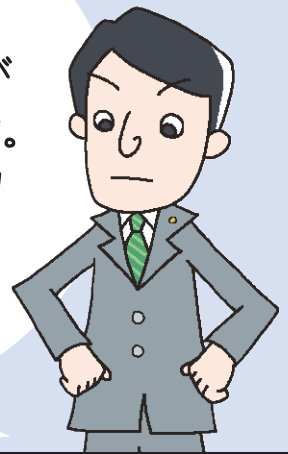
軽減税率制度で毎日の仕事の何が変わるの？

毎日たくさんの伝票が
あって大変！
軽減税率が実施
されると、具体的に
どんな作業が
出てくるのかな？



①

事業者によって様々な対応が
必要となる可能性があります。
まずは日々の業務を振り返り
軽減税率が関係する事項を
洗い出しましょう。



②

A

取り扱う商品の適用税率の把握や、適用税率ごとに区分した
記帳など様々な対応が必要となる可能性があります。

■ 飲食料品小売業を営む事業者の例

納品書に記載された適用税率が
正しいか確認



複数税率・軽減税率に対応したレジへの
買替え・改修



毎日の売上げ・仕入れを適用税率別に
区分して記帳



新しい記載ルールに則った
請求書や領収書の発行



アドバイス



毎日の業務で適切な商品
管理を行い、個々の商品
の適用税率を把握して
おく必要があります。



軽減税率制度の実施により毎日の仕事で新しい事務が発生します。

■毎日の仕事での主な対応例

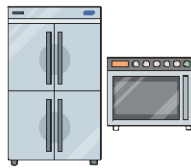
値付け

- 取り扱う商品の税率を確認する。
- 適用税率や原価を踏まえて値付けする。

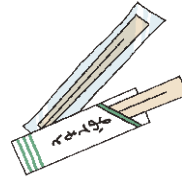
自社製造の惣菜・お弁当等の仕入れに係る消費税率



食材8%



光熱費10%



わりばし10%

自社で製造



お弁当8%

仕入れ

- 各品目の税率が正しいか確認する。
- 税率がわからない場合は仕入先に確認し自社で軽減税率対象のものはその旨を請求書等に記載する。
- 仕入先ごとに、納品書に基づき、標準税率（10%）と軽減税率（8%）とを分けて記帳する。

販売

- お客様から適用税率等について問い合わせが発生した際に回答できるように、従業員教育を行う。
- 請求書、領収書に軽減税率対象品目である旨の記載、税率ごとに合計した対価の額を記載する。
- 販売した商品について請求書等に基づき、標準税率（10%）と軽減税率（8%）とを分けて記帳する。

支払い

- 仕入先ごとに納品書と請求書の各品目の税率、請求金額に誤りがないかを確認する。
- 受け取った請求書等を保存する。

申告

- 税率ごとに区分して記帳された帳簿等に基づいて消費税の税額を計算する。

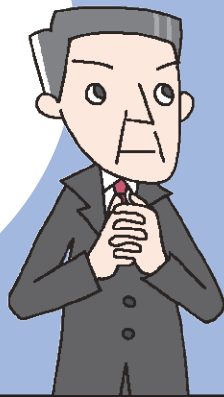
このページのポイント ☒ チェックしよう!

- ☐ 日々の業務を振り返り、軽減税率が関係する事項を洗い出す。
- ☐ 毎日の売上げと仕入れを適用税率ごとに区分して記帳する。
- ☐ お客様対応など、日々の業務における対応を検討する。



軽減税率制度で消費税額の計算や請求書はどうなるの？

① 軽減税率制度の実施で消費税の税額計算はどうなるのですか？



② 適用税率ごとに区分して消費税額を計算します。
計算の方法は変わりません。
経過措置も設けられている
ので新しい情報をよく確認してください。



A

軽減税率制度の実施で消費税率が2つになりますので、
適用税率ごとに区分して消費税額を計算します。

● 計算方法の種類

現行制度

一般課税

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

消費税額

=

課税売上げに係る
消費税額

—

課税仕入れ等に係る
消費税額

簡易課税

課税売上げに係る消費税額に、事業に応じた一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

消費税額

=

課税売上げに係る
消費税額

—

課税売上げに係る
消費税額 × みなし仕入率



■ 軽減税率制度実施後の税額計算

軽減税率制度実施後も、納税額の計算方法は現行のものと変わりません。しかし、消費税率が8%と10%の2つになることから、「売上げ」と「仕入れ」を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。

課税売上げ／課税仕入れ等
に係る消費税額

=

標準税率が適用
される取引総額

×

10 / 110

+

軽減税率が適用
される取引総額

×

8 / 108

keyword

課税売上げ

商品・サービスの売上げのほか、機械や建物などの事業用資産の売却などが該当します。不課税取引および土地等の譲渡・貸付けや株式の譲渡などの非課税取引は含まれません。売上返品、売上値引きなどがある場合には、これらを控除した残額になります。

課税仕入れ等

たな卸資産の購入（いわゆる仕入れ）のほか、設備投資や事務用品の購入などが該当します。免税事業者や消費者から購入した場合であっても、課税仕入れ等に該当します。

アドバイス

税額計算の特例（経過措置）

消費税軽減税率制度が実施される2019年10月以降一定期間、売上げまたは仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5千万円以下の課税事業者）

に対し、売上税額または仕入税額の計算について、特例措置が設けられています。



請求書にはどの商品が軽減税率の対象であることを記載します！

Q 複数税率に対応するために請求書の記載はどうすればいいですか？



A 消費税額の計算は、受け取った請求書等に基づいて行われますので、軽減税率対象品目であることを明示し、適用税率ごとに合計金額を記載します。

事業者が発行する請求書等

ルールその1
軽減税率対象品目にチェック！

〇〇御中

11月分 21,800円（税込）

11 / 1 りんご ※ 5,400円

11 / 8 カップ・ソーサー 5,500円

⋮ ⋮

合計 21,800円

(10%対象 11,000円)

(8%対象 10,800円)

注) ※印は軽減税率（8%）適用商品

△△（株）

ルールその2
税率ごとに合計金額を記載する

<免税事業者であっても新しいルールに沿った請求書等の発行が求められる場合があります。>

このページのポイント ☒ チェックしよう！

- ☐ 適用税率ごとに区分して税額計算を行う。
- ☐ 請求書等は、軽減税率制度の実施に伴う新しいルールに沿って記載する。
- ☐ 免税事業者も新しいルールに沿った請求書等の発行が必要な場合がある。



複数税率対応のレジや券売機を導入する際の支援策はありますか？

弊社のレジや券売機は、
複数税率に
対応しているか
わかりません。
補助は
受けられますか？



①

レジや券売機が複数税率に
対応しているかどうかをメーカーや
販売店に確認しましょう。
対応していないレジや券売機に
ついては一定の要件を満たす
場合に補助が受けられます。

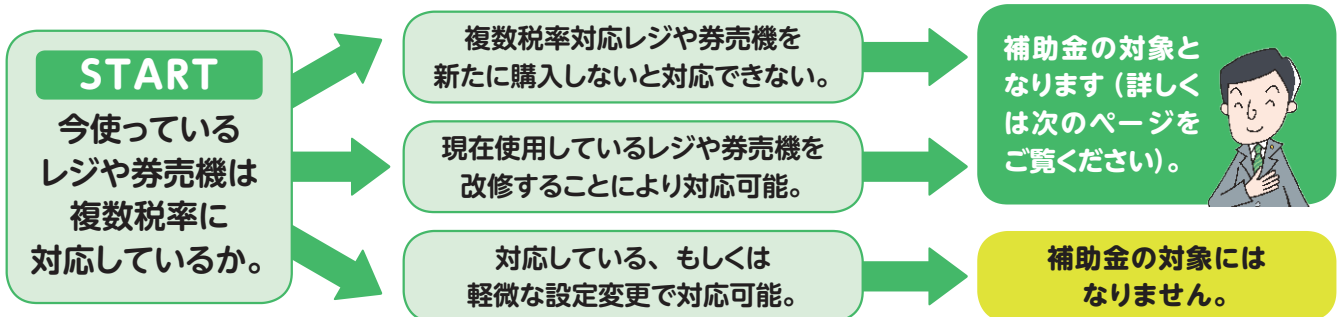


②

A

中小の小売事業者等を対象に複数税率対応レジや券売機の
購入費用等を補助する制度があります。

■複数税率対応レジ及び券売機の導入等に対する補助金が受けられる場合



●レジの種類と特徴

メカレジ



POS機能のないレジで、ガチャレジ等ともいいます。シンプルで手動による操作を行うものやインターネットに接続して売上集計管理を行うもの等、様々な種類があります。キャッシュドローやレシート印刷が出来る機能がついているものが一般的です。

モバイルPOSレジ



レジ機能サービスをタブレット等の汎用端末と付属機器を組み合わせることでPOSレジとしたものです。レジを置くスペースを取らないことも大きなメリットで、周辺機器との通信機能を有するので、持ち運びも可能でお客様のテーブルで注文を請けたり、会計したりできます。

POSレジ



バーコードから販売時点で商品情報を読み取り、記録されたデータを分析して売れ筋を把握するなどのPOS機能を持つレジです。性別や年齢等顧客の様々な情報を組み合わせにより詳細な分析をしたり、在庫状況や商品発注などを一元的に管理したりすることが出来ます。

券売機



券売機とは、商品を購入するための金券などを金銭を投入することにより自動で購入できる機器。券売機によっては、日計・累計・グループ別集計機能、時間帯別・グループ売上集計、入出金集計、硬貨回収合計集計、請求書の発行などができます。

■複数税率対応レジや券売機の導入・改修パターン・商品マスタ設定

レジ・導入型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

レジ・改修型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

モバイルPOSレジシステム

複数税率に対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンの汎用端末と、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせてレジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

POSレジシステム

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

券売機

券売機を区分記載請求書等保存方式に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

商品マスタ設定

軽減税率制度の実施前に複数税率対応レジの商品マスタを設定する場合の費用を補助対象とします。

これらの導入・改修パターンのすべてが補助金の対象となります

一部の販売店等では補助金申請書の作成をサポートしてくれます。



■補助金制度の概要

概要	中小企業・小規模事業者の方がレジや券売機を使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、複数税率に対応するレジや券売機の新規導入（入替）や、複数税率対応のための既存レジや券売機の改修をする場合に、その経費の一部を補助する制度です。 (レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます)
補助率	・導入・改修費用：原則3/4 ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ導入する場合：4/5 ・タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ又は券売機1台あたり20万円。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合等は、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	●レジ本体・券売機 ●レジ付属機器（レシートプリンタ・キャッシュドローア・バーコードリーダー・クレジットカード決済端末・カスタマーディスプレイ等） ●機器設置に要する経費（運搬費を含む） ●商品マスタの設定費用（レジや券売機の設置後に複数税率に対応するために追加で商品マスタの設定を行う場合でも補助金の対象となります。） ※レジや券売機の具体的な対象機種等は、補助金事務局ホームページで公表しています。また、リースの場合も対象です。
申請手続き	申請者自身による申請に加え、ホームページで公表されている一部のメーカー、販売店、ベンダーなど、代理申請協力店による申請（代理申請）が可能です（レジ改修型及び券売機は代理申請が原則。POSレジシステム及び商品マスタ設定は代理申請が必須。）
申請のタイミング	機器を導入または改修して全ての支払いが完了した後、速やかに申請。（申請は随時受付を行っています）

■補助金申請の対象・受付期間

（レジ・導入型、レジ・改修型、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステム）

「所得税法等の一部を改正する法律」成立日
(2016年3月29日)

この期間に導入・改修し、支払いが完了したレジ等が対象です！

2019年9月30日

補助金の申請受付期限は2019年12月16日(消印有効)です。

(券売機、商品マスタ設定)

2019年1月1日

この期間に導入・改修し、支払いが完了したレジ等が対象です！

2019年9月30日

補助金の申請受付期限は2019年12月16日(消印有効)です。

このページのポイント ☒ チェックしよう！

- ☐ 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- ☐ 補助金の対象となる期間中（2019年9月30日まで）に完了し、補助金申請の受付期限（2019年12月16日）までに申請する。
- ☐ 補助金の対象となるレジや申請方法の詳細は補助金事務局ホームページで確認する。

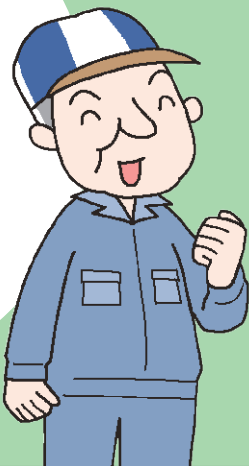
<軽減税率対策補助金事務局> TEL:0120-398-111 URL:kzt-hojo.jp

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。



受発注システムの改修に係る支援策はありますか？

① 補助金を受けて受発注システムの改修を行いたい場合、どのような手順で申請をすればいいですか？



② 補助金の申請は、指定事業者(※)が行いますので、システム改修等の相談を指定事業者と行ってください。

※「軽減税率対策補助金事務局」が公表した指定事業者リストに載っている事業者です。

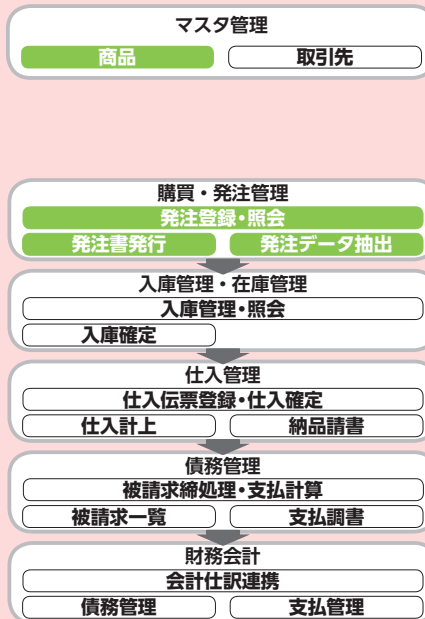


A

電子的に受発注を行うシステムの改修等について費用の3/4の補助が受けられます。

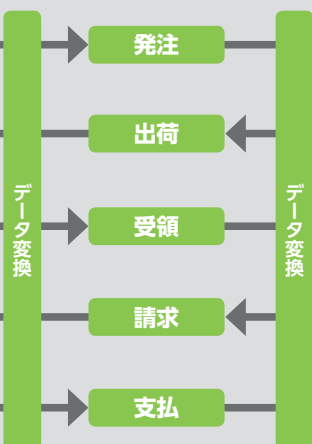
■ 補助対象となる電子的受発注システムのイメージ

発注側(小売)
(社内システム)

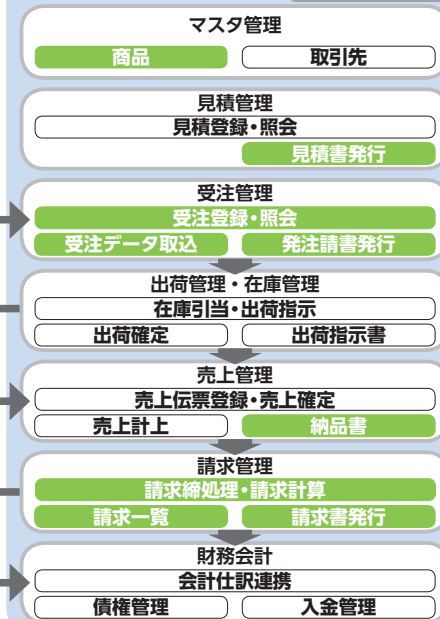


緑色の部分が電子的受発注システムの機能の範囲かつ補助対象の範囲です。

(外部インターフェイス)
電子受発注システム
(EDI)



受注側(卸売)
(社内システム)



※メールを介してデータを送付するだけの方式やFAXやメールでイメージ化されたファイルのみを送受信している場合は電子的受発注システムを利用していることにはなりません。

■ 補助金制度の概要

概要	電子的受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となるシステムの改修・入替を支援します。
補助率	3/4
補助額上限	(小売事業者等の) 発注システムの場合：1,000万円 (卸売事業者等の) 受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	● 電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ● 現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替 ● 電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受注管理及び区分記載請求書等保存方式に対応するために行う請求管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 ※ 補助対象範囲外の機能に含むソフトウェア製品は1/2を補助対象経費としこれに補助率（3/4）を乗じるものとする。 ※ ハードウェアは、補助率を1/2とする。
申請支援等	専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダー等が、「代理申請」を行います。 ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合は申請者自身による申請
申請のタイミング	<u>交付申請は、システム改修・入替前（随時受付を行っています）</u> ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合は導入後に申請

ここに
注意！

交付決定前に契約または作業着手をした場合は
補助対象になりませんのでご注意ください！

補助金の申請は、

- ① システム改修等に着手する前の「交付申請」（2019.6.28まで）
 - ② 改修等が完了した後の「事業完了報告」（2019.12.16まで）
- の2段階に分かれています

受発注の商品管理や会計システムなどが一体となったパッケージソフトやサービスを自ら導入される場合は自身で申請することになりますので、補助金事務局のホームページで手続きを確認の上申請してください。



■ 補助金申請の対象・受付期間

「所得税法等の一部を改正する法律」成立日
(2016年3月29日)

2019年6月28日

2019年9月30日

2019年6月28日までに交付申請を行い（自ら購入し導入する場合をのぞく）、

交付決定後この期間にシステム改修・入替を完了。

事業完了報告書は2019年12月16日（消印有効）までに提出。

このページのポイント ☒ チェックしよう！

- ☐ 受発注システムの機能や改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- ☐ 補助金の交付申請は原則として代理申請となる。
- ☐ 交付申請が受理（交付決定）される前に着手した改修・入替は補助対象にならないことに注意する（事前申請）。パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合は導入後に申請する（事後申請）。

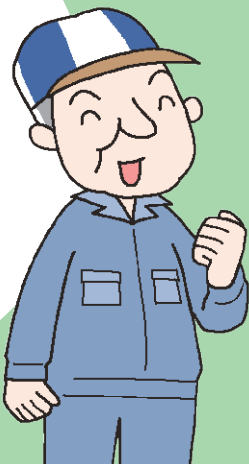
<軽減税率対策補助金事務局> TEL:0120-398-111 URL:kzt-hojo.jp

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。



請求書管理システムの改修等に係る支援策はありますか？

① 補助金を受けて
請求書管理システムの
改修を行いたい場合、
どのような手順で
申請をすれば
いいですか？



② 補助金の申請は、
指定事業者（※）が行う場合と
本人が申請する場合がありますので、
まずは改修等の相談を
指定事業者やシステム
ベンダーと行ってください。
※「軽減税率対策補助金事務局」が
公表した指定事業者リストに
載っている事業者です。



A

軽減税率対象商品を取引するために、請求書を発行する
システムの改修等を行う場合、費用の3/4の補助を受けられます。

■ 補助対象となる請求書管理システムのイメージ図

緑色の部分が請求書管理システムの機能の範囲かつ補助対象の範囲です。

補助対象機能

マスタ管理

商品

取引先

見積管理

見積登録・照会

見積書発行

受注管理

受注登録・照会

受注データ取

受注請求書発

出荷・在庫管理

売上管理

売上伝票登録・売上確定

売上計上

納品書発行

請求管理

請求締処理・請求計算

請求一覧

請求書発行

財務会計

会計仕訳連携

債務管理

入金管理

■ 補助金制度の概要

補助率は、改修・導入にかかる費用の3/4です。補助対象範囲外の機能を含むソフトウェア（パッケージ製品・サービス）については、ソフトウェアの購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じることになります。

	システムベンダー改修型	ソフトウェア自己導入型	専用事務機器導入型
概要	軽減税率に対応するために必要となる請求書管理システムについて、指定事業者が改修・導入を行う場合	軽減税率に対応するために必要となる請求書管理システムについて、中小企業・小規模事業者等が自ら購入し導入を行う場合	軽減税率に対応するために必要となる請求書管理システムについて、事務機器の改修・導入を行う場合
補助率	3/4 ※補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアは1/2を補助対象経費とし、これに補助率（3/4）を乗じるものとする。 ※ハードウェアは、補助率を1/2とする。	3/4 ※補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアは1/2を補助対象経費とし、これに補助率（3/4）を乗じるものとする。 ※ハードウェアは、補助率を1/2とする。	3/4
補助上限	1事業者あたりのハードウェアの上限10万円とする。	1事業者あたりのハードウェアの上限10万円とする。	1事業者あたり150万円 ＜改修の場合＞ ・改修1台あたりの上限 20万円 ＜導入の場合＞ ・事務機器1台あたりの上限 20万円 ・設置に要する経費1台あたりの上限 20万円
補助対象	区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能の改修・導入にかかる費用（事務局に登録された指定事業者が行うもの） ①改修・導入作業費、ソフトウェア、教育費用 ②ハードウェア等	区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能のあるソフトウェアの購入費用（事務局に登録されたパッケージ製品およびサービス等） ①パッケージ製品およびサービス費用 ②ハードウェア等	区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能のある事務機器の改修・導入にかかる費用（事務局に登録された事務機器） 改修の場合（改修する費用等） 導入の場合（事務機器本体・設置に要する経費等）
申請支援等	指定事業者による代理申請（必須）（指定リース事業者による共同申請も可能）	本人申請	代理申請協力店による代理申請又は指定リース事業者による共同申請（必須）
申請のタイミング	改修又は導入後	導入後	改修又は導入後

■ 補助金申請の対象・受付期間

この期間に改修・導入し、支払いが完了した請求書管理システムが対象です！

2019年1月1日

2019年9月30日

補助金の申請受付期限は2019年12月16日です。

リースを活用する場合は、リース事業者と共同申請してください。

なお、リース事業者は、軽減税率対策補助金事務局に登録された指定リース事業者であることが要件となっています。（自ら購入し、導入する場合、リースを活用した申請は出来ません。）

このページのポイント ☒ チェックしよう！

- ☐ 請求書管理システムの機能や改修・導入の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- ☐ 補助金の交付申請は原則として代理申請となる（自ら購入し、導入を行う場合を除く）。
- ☐ 本補助金の対象となる期間中（2019年9月30日まで）に完了し、補助金申請の受付期限（2019年12月16日）までに申請する。

＜軽減税率対策補助金事務局＞ TEL:0120-398-111 URL:kzt-hojo.jp

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。



中小事業者が活用できる 支援制度を教えて!

① 軽減税率制度の実施で
経理処理も増えるので
パソコンを買い替えようと
考えています。



② パソコンや
レジなどについては
税制措置や融資制度を
活用できる
場合がありますよ!



A

軽減税率制度の準備に使える税制措置や融資制度があります。

■ 軽減税率制度の実施で活用したい主な制度

制度の名称	対象者	制度の内容
少額減価償却資産の 損金算入の特例	青色申告書を提出する 中小企業者等 (従業員1,000人超を除く)	30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その全額を経費として算入することができます。 (合計300万円まで)
商業・サービス業・ 農林水産業 活性化税制	アドバイス機関から 指導・助言等を受けた、 青色申告書を提出する 中小企業者等	経営改善設備（一定のパソコン、レジ等）を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。
中小企業投資 促進税制	青色申告書を提出する 中小企業者等	一定のソフトウェア等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。
中小企業等経営強化法 による税制上の 支援措置	中小企業等経営 強化法の認定を 受けた中小企業等	経営力向上設備（一定のパソコン、レジ、ソフトウェア等）を取得した場合、即時償却又は10%の税額控除、及び固定資産税の特例が適用できます。

※ 税制措置の詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

URL (<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>)

軽減税率対策補助金 ワンポイントレッスン

軽減税率対策補助金事務局ホームページより
抜粋しています。

みなさんの疑問に
お答えします！



よくあるご質問

Q 購入ではなくリースの場合は、補助対象となりますか。



リース（ファイナンスリースに限る）によるレジの導入や受発注システムの改修・入替も補助対象となります。

リースの場合は、「指定リース事業者」として指定されているリース事業者との共同申請が必須となります。

指定リース事業者一覧は、本制度の事務局

ホームページでご確認ください。

また、リース契約日及びリース開始日が補助対象期間内（2016年3月29日から2019年9月30日まで）であることが必要です。

なお、リースの場合、補助金は指定リース事業者に振り込まれます。

Q 指定リース事業者を紹介していただくことはできますか。



本制度では、リース事業者を指定登録していますが、指定リース事業者の紹介や斡旋は行っておりません。

本制度の事務局ホームページに掲載している指定リース事業者一覧をご覧いただき、お近くのリース事業者にご相談いただくか、お取引先からリース事業者へご相談ください。

また、リース契約の内容や補助金を事業者の

方へ還元する方法はリース事業者毎に異なり、リース契約締結の判断についても各社の基準等にゆだねられております。

このため、指定リース事業者であっても、必ずしもリース契約が利用できるわけではありませんのでご注意ください。

なお、指定リース事業者一覧は随時登録、更新されています。

Q 農家を営んでいますが、申請できますか。



軽減税率対象商品を継続的に販売している個人事業主や農業法人、農事組合法人は、補助の対象となります。

Q 法人ではなく、個人事業主ですが、補助の対象になりますか。



A



個人事業主は、補助の対象になります。

Q

新規開業によるレジの導入は対象となりますか。



A



開業後、レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入または改修する必要のある事業者であれば、補助対象となります。申請の際、軽減税率対象商品（飲食料品等）が記

載された仕入納品書、又は仕入請求書を添付いただくこととなりますが複数税率対応レジ導入・改修後に軽減税率対象商品（飲食料品等）を継続的に販売していることのわかる売上実績等の事実確認をさせていただく場合がございます。

Q

本事業における申請者の要件である「軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために、複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者であること。」について、具体的に教えてください。



A



「軽減税率対象商品①」を将来にわたり「継続的に販売する②」ために「複数税率対応レジを導入または改修する必要のある③」「事業者④」が対象です。

上記①～④の用語については次のとおりです。

①飲食料品（酒類・外食サービスを除く）及び週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）

- ②日頃からレジを使用していること（一時的な販売や短期間の販売のレジの使用は該当しません）
- ③消費税軽減税率制度の実施に伴い、商品の販売時に複数の消費税率（標準税率10%と軽減税率8%）を区分して記載された請求書・領収書（レシート）を発行する必要のある方
- ④中小企業者（小売業の場合：資本金5千万円以下または従業員数50人以下の事業者）

Q

中古品のレジの購入は補助対象となりますか。



A



中古（※1）の機器等を導入する場合は、改修要として事務局に登録済みの機器を、改修完了後に、事務局に登録された中古販売事業者から導入した場合に限ります。
なお、本体機器と一体で購入した中古の付属機器も対象となります。

また、中古の機器については、「A-1 レジ・導入型」または「A-4 POSレジシステム（導入型）」のいずれかで補助金申請することになります。

※1一度使用された物品、若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたもの

2019年
10月スタート!

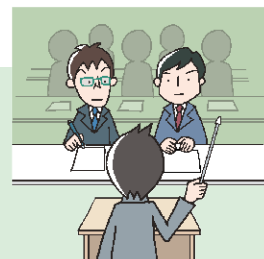
軽減税率制度実施までに やっておきたいこと

2016年4月

<補助金受付開始>

ポイント1 軽減税率制度に関する情報収集

- 商工会、商工会議所等が開催するセミナーなどに参加



ポイント2 新たに発生する仕事の洗い出し

- 取り扱う商品の適用税率の確認など
 - ・ 贈答用の飲食料品、社内で供する茶菓などに注意
 - ・ 自社のサービスが「外食」に当たるか確認

ポイント3 レジやシステムの確認

- 取引先の対応を確認・調整
- 補助制度の利用の検討
 - ・ レジや券売機が複数税率に対応しているかどうかをメーカーや販売店に確認
 - ・ 受発注システムの改修・入替の場合、交付決定がされる前に作業着手したものは補助対象にならないので注意



ポイント4 社内体制の整備

- お客様対応の見直し、従業員研修、適用税率ごとに区分した経理への対応
- 値札・POPの準備、商品カタログの改訂など



2019年
6月28日

電子的受発注システム改修等に対する補助金の交付申請受付期限（交付決定後に改修等に着手）

2019年
9月30日

レジや券売機の導入等、電子的受発注システム、請求書管理システム改修等の完了期限

2019年
10月1日

軽減税率制度スタート!

2019年
12月16日

レジや券売機の導入等・請求書管理システムの改修等に対する補助金の申請受付期限
電子的受発注システムの改修等に対する事業完了報告期限



ご相談内容に応じて、
下記の相談窓口
お問い合わせください。

■ 相談窓口一覧

ご相談内容	窓口	連絡先
軽減税率制度（対象品目・ 税額の計算方法など）	国税庁 電話相談窓口	消費税軽減税率電話相談センター （軽減コールセンター） 専用フリーダイヤル：0120-205-553 お近くの税務署にもお問い合わせいただけます。 税務署の電話番号等につきましては、国税庁 ホームページから確認頂くことができます。 http://www.nta.go.jp
中小・小規模の小売 事業者等に対する レジの導入・システム 改修等に係る補助金	軽減税率対策補助金 事務局	専用フリーダイヤル：0120-398-111 ホームページ： kzt-hojo.jp
軽減税率実施に伴う 中小・小規模事業者の 支援（個別相談、講習会の 開催、専門家派遣等）	中小団体相談窓口	お近くの商工会議所・商工会・中小企業団体中 央会・商店街振興組合連合会へお問い合わせ ください。連絡先は中小企業庁ホームページから 確認頂くことができます。 http://www.chusho.meti.go.jp/link/ jisshi_kikan.html
軽減税率対策に係る 設備投資へのご融資	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル）： 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795
消費税転嫁対策等に 関する相談	内閣府 消費税価格転嫁等 総合相談センター	専用ダイヤル：0570-200-123
軽減税率実施に伴う 税に関する相談	日本税理士会連合会	お近くの税理士会へお問い合わせください。
その他 中小企業支援施策全般	中小企業庁 相談室	電話番号：03-3501-4667

中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

2019年5月

